(前略)

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、解任され又は死亡した日(以下「退職等の日」という。)におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 (略)

(中略)

(役員と教職員との間における退職手当の特例) 第7条 (略)

- 2 教職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、退職により教職員退職手当規程による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の役員として引き続いた在職期間には含まない。
- 3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員退職等の日における俸給月額に、同項の規定に該当する役員としての在職期間を、教職員退職手当規程第8条第1項に規定する勤続期間とみなし、同規程を準用して算出した支給率を乗じて得た額とする。

4 (略)

(中略)

(退職手当の支給制限、返納等)

第10条 (略)

(後略)

(退職手当の額)

(同 左)

(役員と教職員との間における退職手当の特例)

第7条 2 (同 左)

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該役員退職等の日における俸給月額に、同項の規定に該当する役員としての在職期間を、教職員退職手当規程第8条第1項に規定する勤続期間とみなし、同規程を準用して算出した額とする。

4 (同 左)

(他の規程の準用)

第10条 (同 左)

2 俸給月額の減額に係る措置の取扱いについて は、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程の 一部を改正する規程(平成18年達示第34号) 附則第2条の規定を準用する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。